

**重要**



平成27年7月1日

会員各位

アライオートオークショングループ  
荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台株式会社

## 規約変更のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではありますが、**標題通り、アライオートオークショングループでは弊社会員規約を平成27年8月1日より、下記のとおり改定するとともに、新たに新設をさせていただきます。**

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、弊社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2015/8月/1日

内容

規約改定

### 1. 第二章 会員 第9条(登録期間) 1項、2項、3項の改定

第9条(登録期間)

《 現在の規約 》

- 1 会員の登録期間は、アライAAが定めた日付より3年毎とします。
- 2 会員契約の更新は、登録期間満了日前に、その手続きを開始し、登録期間満了日までに行うものとします。手続きが満了日を越えても完了していない場合は、その期間は取引停止とします。
- 3 契約期間内にその登録事項に変更が生じた場合は、登録期間に関わらず、変更手続きをする義務があります。尚、登録事項に変更が生じたにも関わらず、変更申請を怠った場合は、その時点で会員資格が失効する場合があります。



※《 改定後の規約 》

- 1 会員の登録期間(契約期間)は、入会日より1年間とし、契約期間満了の3ヶ月前までにアライAA又は会員のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合には、契約期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、アライAAが契約を終了する書面を会員の届出住所に宛てて送付したにもかかわらず、当該書面が会員に到達しない場合には、当該書面が通常到達すべきときに終了の意思表示がなされたものとみなします。
- 2 アライAAは、必要に応じて随時、会員の情報を確認でき、会員の登録事項に変更があった場合には、会員を取引停止とします。
- 3 会員は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかにアライAAに対して変更事項を届出なければならないものとし、変更が生じてから2週間以内に届出がなされない場合には、アライAAは会員を取引停止又は会員資格の失効とすることができます。

### 2. 第四章 会員の権利義務 第17条(取引制限・一時取引停止) 10項の新設

第17条(取引制限・一時取引停止)

- 10 アライAAは、会員の取引実績及びその他諸般の事情に応じて、会員の取引を制限できるものとする。

### 3. 第十四章 規約の改訂及び第53条の「改訂」を「改定」に修正、54条「施行」を附則として第1条に改定、また第2条を新設

## 《 現在の規約 》

### 第53条（本規約の改訂）

本規約の改訂は、アライAAは、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約を改訂できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライAAの運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライAAのホームページ等にて行うものとします。

### 第54条（施行）

本規約は、昭和62年 6月 1日から施行します。

本規約は、昭和62年10月 1日一部改正

本規約は、平成 2年10月 1日一部改正

本規約は、平成 5年 8月 1日一部改正

本規約は、平成 8年10月 1日一部改正

本規約は、平成10年 4月 1日一部改正

本規約は、平成15年 1月 1日一部改正

本規約は、平成16年 5月 1日一部改正

本規約は、平成17年11月 1日一部改正

本規約は、平成18年10月 1日一部改正

本規約は、平成21年12月 1日一部改正

本規約は、平成22年 4月 3日一部改正

本規約は、平成22年 8月 1日一部改正

本規約は、平成23年 7月 1日一部改正

本規約は、平成24年 1月 13日一部改正

本規約は、平成24年 6月 1日一部改正

本規約は、平成24年10月 1日一部改正

本規約は、平成24年 12月10日一部改正

本規約は、平成25年 3月 1日一部改正

本規約は、平成26年 1月 1日一部改正



## ※《 改定後の規約 》

### 4. 第十四章 規約の改定

### 第53条（本規約の改定）

本規約の改定は、アライAAは、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライAAの運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライAAのホームページ等にて行うものとします。

### 附則

### 第1条（施行）

本規約は、昭和62年 6月 1日から施行します。

本規約は、昭和62年10月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成 2年10月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成 5年 8月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成 8年10月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成10年 4月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成15年 1月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成16年 5月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成17年11月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成18年10月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成21年12月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成22年 4月 3日一部改定、施行。

本規約は、平成22年 8月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成23年 7月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成24年 1月 13日一部改定、施行。

本規約は、平成24年 6月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成24年10月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成24年12月 10日一部改定、施行。

本規約は、平成25年 3月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成26年 1月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成27年 1月 1日一部改定、施行。

本規約は、平成27年 8月 1日一部改定、施行。

## 第2条(平成27年8月1日の一部改定に伴う経過措置)

- 1 改定前の会員に対する第9条1項の適用は、本改定後に最初に到来する登録期間満了の際から適用されるものとします。
- 2 登録期間が満了しているにもかかわらず、更新の手続がなされないまま会員資格を有している会員については、登録期間の満了の度に登録期間が自動更新されたものとみなして、前項の適用を行うものとします。

## 5. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(15)号の改定

### 第32条(譲渡書類)

#### 《 現在の規約 》

- (15) 出品者が、1項(14)に記載の各証明書及び「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。  
また、その際の代金決済に関しては、第十章 車両代金等の決済 第39条(出品者に対する成約車両代金の支払い)にもとづいて処理することとします。



#### ※《 改定後の規約 》

- (15) 出品者が、1項(14)に記載の各証明書及び「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。  
また、その際の代金決済に関しては、第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)にもとづいて処理することとします。

## 6. 第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い) 2項の改定

### 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)

#### 《 現在の規約 》

- 2 成約車両代金・自動車税等の支払期日は、当該開催日の成約車両すべての登録書類がアライAA営業日の午前中に入庫・完備となった場合、翌銀行営業日のお支払いとなります。



#### ※《 改定後の規約 》

- 2 成約車両代金・自動車税等の支払期日は、当該開催日の成約車両すべての登録書類がアライAA営業日の午前中に入庫・完備となった場合、翌銀行営業日のお支払いとなります。  
但し、上記アライ営業日に、土曜・日曜・祭日は含まないものとします。

## 7. 第十三章 紛争の処理 第52条(合意管轄)の改定

### 第52条(合意管轄)

#### 《 現在の規約 》

本規約に関して会員とアライAAを管理運営する荒井商事株式会社間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所は各会場の所在地を管轄する地方裁判所とします。



#### ※《 改定後の規約 》

アライAAでの取引、運営、その他本規約に関して会員とアライAAの間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を当該紛争に関する第一審の専属的管轄裁判所とします。

8. 第十一章の〔I〕検査規程 第3条(出品車両規定) 12項～20項  
産業機械及び建設機械に関する規約の改定

第3条(出品車両規定)

《 現在の規約 》

12 産業機械の出品基準については、以下のとおりとします。

出品不可商品	家電・家具等・ワレ物・危険物・その他小物類・犯罪関与品・抵当権設定品・差し押さえ品・車体No. 不鮮明・部品取り済み品・オイル漏れ大のもの
出品取消	大型発電機等で分解されているもの カギを必要とするものでカギがないもの E/G・T/M不良のもの(移動不能のもの)※自走可能な車両のみ出品受付 部品欠品により正常な機能を果たせないもの アライAAにて車体No.・コーションプレート・製造No. のいずれかの確認が取れないもの 車両の一部切断による出品に際し、車体No. の打刻がそのまま残っているもの 通常作動ができないもの アライ検査員により出品不可と判断したもの

13 産業機械の出品に関しては、以下のとおりとします。

- (1) 新車時(メーカー発行)譲渡証明書または、出品店の譲渡証明書(販売証明可)の提出を必要とします。
- (2) 車体No.・コーションプレート・製造No. が無いものの出品に関しては、メーカーでの証明書が必要になる場合があります。
- (3) エンジン・ミッション等を出品の目的とする場合は、単体のみでの出品とします。

14 重建機・産業機械を出品する際には、オイル洩れ・燃料洩れ等、危険性が無いものとします。

また、オイル洩れ、燃料洩れ等がある場合、アライAA判断により搬入をお断りする場合や、出品を取消とする場合があります。

15 小型船舶を出品する場合、船舶検査期限等を明記したうえで登録に必要な譲渡書類等の提出を必要とします(書類規約第32条・1項(15)に準ずる)。

16 産業機械で、部品単体(エンジン・クレーン等)での動作確認ができないもののクレーム期限は開催日当日より30日とし、期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。

17 重建機の出品基準については、以下の基準に適合した機械とします。

- (1) 機械として名称の用途が成すもの
- (2) 自走可能なもの
- (3) 機械は分解されていないもの(但し、輸送上、やむを得ず分解の必要な機械はこの限りではありません)
- (4) 危険性が無いもの(故障等により操作上危険がある場合は出品取消とします)
- (5) 犯罪関与品、抵当権設定品、差し押さえ品でないもの
- (6) 車体番号の確認ができるもの(ナンバープレート発行対象の機械は打刻の車体番号が確認できるもの)  
但し、アライ小山建機オークションにつきましては、車体番号がプレート(コーションプレート)または打刻にて確認できるもの(ナンバープレート付き車両は打刻による確認ができるもの)

18 重建機(油圧ショベル・ブルドーザー・ホイールローダー等)を出品する際は、メーカー発行の譲渡証明書を必要とします。メーカー発行の譲渡証明書が無い場合は、出品者による確認及び譲渡証明書の提出を必要とします(書類規約第32条・1項(14)に準ずる)。

19 重建機・産業機械の年式、製造年月日違いについては、クレーム期間を書類発送後10日とし、期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。

20 アライAA小山建機オークションの出品機は、検査機関にて全機を対象に放射線量測定の実施を行い、0.3μシーベルト/時間未満であることを確認しております。

但し、弊社はこの測定数値を保証するものではありませんし、この測定数値は恒久的に0.3μシーベルト/時間未満を保証するものではありません。測定箇所や経過時間により、機械の放射線量に変化が生ずる可能性も考えられますが、その際の測定結果及び輸入国側の数値基準に対して、弊社としては責任を負いかねます。建機オークションに参加されるお客様には、予めご了承頂きますようお願いを申し上げます。



※《 改定後の規約 》

12 アライAAでは、建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に出品する出品物を、以下の区分に分け運営を行います。

- ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの。  
(発電機・コンプレッサー等)。
- ・「物品(パーツ)」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの。  
(エンジン・ミッション・アタッチメント等)。また輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある物品を出品する場合は、予め、予防策を施してから出品をしなければならないものとします。

- 13 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する出品の基本を、以下のとおりとします。
- (1) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
  - (2) 出品する全ての機械・物品について、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号の無いものは除く)。
    - \*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
    - \*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
  - (3) 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
  - (4) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
  - (5) 出品する機械・物品については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
  - (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
  - (7) 出品者は、成約した全ての機械・物品について、規約第九章 書類 第32条(譲渡書類)1項(14)号で定める書類を当該アライAAに提出すること。
- 14 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品について、下記内容に該当する場合には、出品できないものとします。また記載内容に該当しない場合でもアライAAの判断により出品ができない場合があります。
- (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライAAが危険と判断した場合。
  - (2) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
  - (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・燃料タンク等)。
  - (4) 部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。  
但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではないものとする。
  - (5) 機械に付随するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
  - (6) 建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
  - (7) 梱包されていて、中身の確認ができない場合。
  - (8) 製造番号、車体番号の確認が明確でないとアライAAが判断する場合。
  - (9) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
  - (10) セット品として出品する場合。但し、建設機械を出品する場合で、該当の機械用に付属としてアタッチメントがある場合は、セット品として出品を認めるものとします。
  - (11) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライAAが不十分と判断した場合。
- 15 アライAA小山建機オークションの出品については、下記のとおりとします。
- (1) アライAA小山建機オークションの出品は、本条12項から14項を基本とします。
  - (2) アライAA小山建機オークションに出品する機械が搬入時バッテリー上がりの場合は、査定並びに移動等の弊害となるため、アライAAが新品バッテリーに交換をいたします。尚、その際の交換費用をアライAAは出品者へ実費請求するものとします。
  - (3) アライAA小山建機オークションでは、機械が汚れたままの状態での出品された場合は、アライAAが洗車を行います。またその際には、洗車費用としてアライAA小山建設機械オークション手数料の出品料と同額を出品者に請求するものとします。
  - (4) アライAA小山建機オークションでは、出品する全機械に対し、放射線量の規定値を「0.3 $\mu$ シーベルト/時間未満」と定めると共に、検査機関による放射線量の測定を実施します。また測定の結果、規定値を超えた機械については、出品を認めないものとします。
  - (5) 本項(5)号における測定検査結果については、測定箇所や経過時間により変化が生ずる可能性もあることより、アライAA小山建機オークションでは、測定結果及び輸入国側の数値基準に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 16 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する出品規定並びに運営は、アライAA各会場毎に定めるものとし、その詳細をアライAAホームページ内、各会場「出品規定内」に掲載するものとします。

## 9. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第2条(方法) 6項、7項の新設

### 第2条(方法)

- 6 アライAAの裁定に従わない場合、アライAAは出品者名、落札者名を相手方に開示する場合があります。
- 7 アライAAの裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、アライAAを紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を解決するものとする。

## 10. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 15、30、40、41項を改定

### 第3条 (処理基準)

#### 《 現在の規約 》

15 商談落札の場合、商談時に確認できることはノークレームとなります。なお、商談時に確認できることは、目視により確認できるもののほか、軽自動車・小型自動車・普通自動車・トラックについては現車が停止された状態で確認できる不具合(走行状態でなければ判明しない不具合以外の不具合)等、重建機・産業機械については機械が出品されている場所で確認できる動作の不具合等をいうものとします。

#### ※《 改定後の規約 》

15 商談落札の場合、商談時に確認できることはクレーム対象外とします。なお、商談時に確認できることは、目視により確認できるもののほか、軽自動車・小型自動車・普通自動車・トラックについては現車が停止された状態で確認できる不具合(走行状態でなければ判明しない不具合についてはクレーム対象)等、建設機械・産業機械については、機械が出品されている場所で確認できる動作の不具合等をいうものとします。但し、アライ小山建機オークションでの商談落札については、原則、クレーム対象外とします。

#### 《 現在の規約 》

30 後日送付によるラジコン・リモコン・ナビロム等での動作確認によるクレームの受けは落札者に送付品が到着した日の翌日までを受付期間とします。

#### ※《 改定後の規約 》

30 後日送付によるラジコン・リモコン・ナビロム等での動作確認によるクレームの受けは落札者に送付品が到着した日の翌日17時までを受付期間とします。尚、産業機械に出品のクレーン単体に付属となるラジコン・リモコンについては、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付期間とします。

#### 《 現在の規約 》

40 建設機械については非クレーム対象と致します。但し、「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の内容に違反する場合、またはアライAA規約 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項にアライAA判定にて該当する場合はクレーム対象とします。

#### ※《 改定後の規約 》

40 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。

- (1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違い。
  - ・当該オークションより書類発送後10日間(日曜、祭日を含む)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (2) 走行距離及び稼働時間
  - ・走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱います(以下「走行不明・稼働時間不明扱い」といいます。)が、改ざん歴が発覚した場合にはクレームの対象とします。
  - クレーム期間については、オークション開催日を含む13日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付けとします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティー50,000円+実費を出品者は支払うものとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合。
  - ・第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じ処理を行うものとします。
- (4) 機械として区分する出品物
  - ・オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (5) 物品(パーツ)として区分する出品物
  - ・非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付けとします。なお、本項(1)号から(3)号に関する項目は、各号のとおりとなります。
- (6) 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔Ⅰ〕検査規程、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレームの対象として処理を行うものとします。

#### 《 現在の規約 》

41 重建機の走行距離及び稼働時間は参考目安(走行不明車・稼働時間不明扱い)となります。但し、改ざん歴が発覚した場合はクレーム対象となります(クレーム期間30日、キャンセル時ノーペナルティ、陸送代のみ対応)。

## ※《 改定後の規約 》

- 41 アライAA小山建機オークションでのクレームについては、本条40項にかかわらず、原則、非クレーム対象とします。但し、下記項目については、クレームの対象として処理を行うものとします。
- (1) 走行距離及び稼働時間
    - ・本条40項(2)号に準じて処理を行うものとします。
  - (2) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合
    - ・第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じて処理を行うものとします。

## 11. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第4条(違法車処理基準) 3項の改定及び本項、「4. 走行不明車の扱いについて」並びに「5. メーター改ざん車の扱いについて」一部削除

### 《 現在の規約 》

- 3 走行距離数の違法車両に関する処理基準は以下に定めます。



## ※《 改定後の規約 》

- 3 走行距離数の違法車両に関する処理基準は以下に定めます。また、開催当日の走行距離に関する訂正は、一切受け付けないものとします。(但し、アライAA小山VT・アライAA小山建機オークションは除くものとします。)

### 《 現在の規約 》

#### 4. 走行不明車の扱いについて

何らかの理由でやむを得ず走行不明車を仕入し、出品票に明確に「走行不明車」の記載をし、アライAAに出品し落札された車両であっても、開催日当日より14日以内であれば記録簿等での立証により落札者は当該車両をキャンセルすることができます。但し、その際のキャンセルはノーペナルティとし(落札者も同意の上で落札した理由による)陸送費は出品者負担、実費は落札者負担とします。また、上記のように走行不明車の記載をしても出品者が改ざんしていない証明ができない場合は、直接改ざんとみなします。走行不明車の記載忘れについても同じくメーター改ざん車としてクレーム処理をします。尚、開催日当日の訂正は一切受付しないものとします。



## ※《 改定後の規約 》

#### 4. 走行不明車の扱いについて

何らかの理由でやむを得ず走行不明車を仕入し、出品票に明確に「走行不明車」の記載をし、アライAAに出品し落札された車両であっても、開催日当日より14日以内であれば記録簿等での立証により落札者は当該車両をキャンセルすることができます。但し、その際のキャンセルはノーペナルティとし(落札者も同意の上で落札した理由による)陸送費は出品者負担、実費は落札者負担とします。また、上記のように走行不明車の記載をしても出品者が改ざんしていない証明ができない場合は、直接改ざんとみなします。走行不明車の記載忘れについても同じくメーター改ざん車としてクレーム処理をします。

### 《 現在の規約 》

#### 5. メーター改ざん車の扱いについて

何らかの理由でやむを得ずメーター改ざん車を仕入し出品する場合は、その改ざん理由を明確に記載する事を基本とします。また書類等で現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載することとします。改ざん理由の無明記、明確な理由の無い改ざん車両の出品に関しては走行不明車同様、書類等での立証により開催日当日より2週間以内であれば、落札者は当該車両をキャンセルする事ができます。但し、その際のキャンセルはノーペナルティとし(落札者も同意の上での落札とみなす)、陸送費は出品者負担、実費に関しては落札者負担とします。尚、開催日当日の訂正は一切受付しないものとします。



## ※《 改定後の規約 》

#### 5. メーター改ざん車の扱いについて

何らかの理由でやむを得ずメーター改ざん車を仕入し出品する場合は、その改ざん理由を明確に記載する事を基本とします。また書類等で現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載することとします。改ざん理由の無明記、明確な理由の無い改ざん車両の出品に関しては走行不明車同様、書類等での立証により開催日当日より14日以内であれば、落札者は当該車両をキャンセルする事ができます。但し、その際のキャンセルはノーペナルティとし(落札者も同意の上での落札とみなす)、陸送費は出品者負担、実費に関しては落札者負担とします。

## 12. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 5項、11項の改定 12項の新設

### 第5条(非クレーム対象)

#### 《 現在の規約 》

- 5 落札者によるアライAAクレーム申請受付け日から7日以上連絡がないとき。



#### ※《 改定後の規約 》

- 5 落札者がアライAAに対しクレームを申立て、アライAAがその申立てに対し受付けをした日より7日間以内に落札者からクレームの詳細説明がない場合。

#### 《 現在の規約 》

- 11 建設機械については非クレーム対象と致します。但し、「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の内容に違反する場合、またはアライAA規約 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項にアライAA判断にて該当する場合は、クレーム対象と致します。



#### ※《 改定後の規約 》

- 11 アライAA小山建機オークションに出品する出品物並びに建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームと致します。  
但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象と致します。